

特定健診 ぎふ・すこやか健診 を受けましょう 生活機能評価

平成20年度から、従来まで町で実施していました基本健康診査に代わり各医療保険者が実施する生活習慣病予防に着目した特定健診が始まりました。

40歳から74歳までの国保加入者の健診は国民健康保険が、75歳以上などの長寿医療（後期高齢者医療）加入者の健診は岐阜県後期高齢者医療広域連合が実施します。

また、65歳以上の方で、基本チェックリストの回答結果により、必要と判断された場合は、上記の健康診査と同時に生活機能評価を実施します。

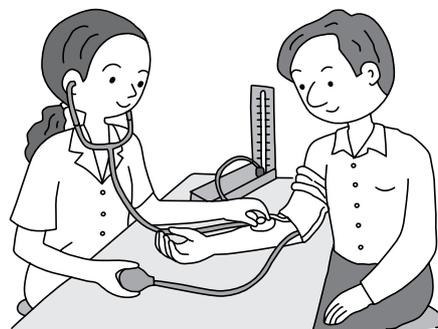
対象者の方には、7月下旬に受診券や受診案内などを郵送します。

《対象者》

特定健診	平成20年度中に40歳～74歳になる（昭和9年4月1日～昭和44年3月31日生まれ）国民健康保険の加入者 （社会保険などの他の医療保険加入者や長期（6か月以上）入院中の方は受診できません）
ぎふ・すこやか健診	平成20年度中に75歳以上になる（昭和9年3月31日以前に生まれ）（障がい認定の方は65歳以上）方で健診を希望された方 （入院中の方は受診できません）
生活機能評価	65歳以上（昭和18年7月31日以前に生まれ）で5月に実施した基本チェックリストの回答結果により選定された方

※なお、特定健診の対象者で、下記に該当する方は受診できませんので、受診券を役場へ返却または電話にてご連絡ください。

- ① 妊産婦の方
- ② 海外在住の方
- ③ 長期（6か月以上）入院の方
- ④ 国民健康保険から他の医療保険に変わった方
- ⑤ 勤務先の健診や人間ドックを受診した方、また受診する予定の方
（健診結果を国民健康保険に提出していただければ受診の必要はありませんので、ご協力をお願いします。）



《国保以外の方》

国保以外の健康保険に加入している方については、特定健診を加入している医療保険者が実施することになっていきますので、詳しくは各医療保険者にお問い合わせください。

《実施期間》 8月1日～10月31日